

城東区役所 随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 第49回城東まつり事業 業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニ ティ協会	7,931,000円	令和4年5月23日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	別紙	-

【 地方自治法施行令第167 条の2 第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

随意契約理由

現在、社会環境の変化や生活様式・価値観の多様化により、地域コミュニティの機能が低下していることから、大規模災害をはじめとした様々なリスクに耐えうる強固な地域社会づくりをめざした、人と人とのつながりづくりの促進が求められている。

本事業は上記の課題を踏まえ、コミュニティの輪を広げる事業として、単にイベントとして開催するのではなく、事業の企画段階より多くの区民、各種団体等が参画し、交流を図り協働することで、連携を促進する仕組みづくりを構築することにより、新たな人の循環を生み出し、多様な地域活動の担い手の発掘と連携及び協働に向けたネットワークを形成促進していくことにより、自律的な地域コミュニティの育成を図ることを目的としている。

本事業の目的を達成するためには、区民のニーズを的確に把握しつつも、各種団体の繋がりを意識して事業を実施できる実行力が必要であるほか、様々な地域活動やコミュニティ事業の企画実施に関する実績等を有している必要がある。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、住民の意向が直接反映される各種団体の強みや弱みといった状況を把握した上で、各種団体と協働して事業を円滑に実施するなど、ニーズを的確に把握している実績がある。また、これまでの本事業や類似事業に関する専門性やノウハウ、情報の蓄積があること、確実に事業が遂行できる組織体制・運営基盤を有している唯一の団体である。

また、本市が仕様書において取扱いを認めている協賛金についても、一般財団法人大阪市コミュニティ協会はこれまで各種団体と築いてきた関係性や実績により実効性ある効果が期待でき、本事業の充実や本市の経費削減に大きく寄与できる唯一の団体でもある。

以上のことから、一般財団法人大阪市コミュニティ協会以外に本業務を履行可能な団体がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、今年度も随意契約を締結し、特名契約相手方を一般財団法人大阪市コミュニティ協会とする。